



欧州における標準必須特許アップデート

－欧州委員会による標準必須特許に関する規則案の概要－

■はじめに

ある標準規格に必須である特許を標準必須特許（SEP）といい、標準規格を利用すれば必ず特許権侵害となるという関係を有します。ある特許が標準規格に必須であるかを判断するプロセスを「必須性検査」といいます。また、当事者（SEP保有者と規格利用者）間では「公正、妥当かつ無差別な」（FRAND）条件でロイヤルティが定められるべきとされ、当事者がFRAND条件でロイヤルティの合意に至るプロセスを「FRAND裁定」といいます。

2023年春、欧州委員会から、SEPの必須性検査やFRAND裁定に当局が大いに介入することでSEP紛争を解消しようとする規格案^{*1}が提案され、2024年2月に欧州議会が採択^{*2}するに至り、実現可能性が俄然高まりました。以下その概要を説明します。

■規則案の運営・管理主体

欧州連合知的財産庁（EUIPO）に設立されるコンピテンスセンター（CC）が中核となって、幾つかの重要事項の運営・管理を担います。

コンピテンスセンターの役割の一部

SEPの登録簿・データベースの作成・維持
SEPの必須性検査の運営・管理
FRAND（条件・ロイヤルティ）裁定の運営・管理
検査・裁定の評価人/調停人の選任・管理
評価人/調停人の研修
中小企業へのSEP関連研修・支援

■対象となるSEP

規則案は、FRAND条件でライセンスする

旨の宣言の有無に関わらず欧州連合の1以上の加盟国で有効な、標準規格に必須であると保有者が主張するSEPに適用されます。

■SEP関連情報の届出義務

規則案は、SEPの保有者及び標準化団体に対し、標準規格やロイヤルティに関するCCへの届出義務を課しています。SEP保有者が複数存在する場合には各自の保有割合や累積ロイヤルティを通知することもできます。届出情報は公開されます。公開情報には標準規格名や保有者名、グローバルなロイヤルティ率などが含まれます。

また規則案は、規則の施行前から存在しているSEPについても、施行後一定期間内にCCへ報告したり必須性検査を要求したりできる途を設けています。

■SEPの必須性検査システム

規則案は、SEPの必須性検査についてCCによる検査手順を定めています。

(1) 年次の必須性検査が義務

SEPの必須性検査は毎年実施されます。CCが選任した評価人が、登録簿に記録された各パテントファミリーから選ばれたSEPに対して必須性を検討し、見解書を提出します。SEP保有者は、各SEPと標準規格との関連性を示すクレームチャートを提出することができます。

(2) SEP保有者は意見が可能

SEP保有者は、評価人の見解書に対し見解書を提出する機会が与えられ、再評価の要求

も可能です。初期の評価と再評価のプロセスを通じて、SEPの必須性に関する最終的な結論が出され、その結果は登録簿に記録されます。このプロセスは、SEPが実際に標準に必須かどうかを判断し、透明性を確保するための重要な手段となります。

■FRAND裁定システム

規則案は、欧州の管轄裁判所が担っていたFRAND条件やロイヤルティを決定するプロセスをCCが主導する形へと変更しています。

(1) FRAND裁定の開始

SEP保有者又は実施者の当事者一方の要求によって開始します。裁定が要求されると、他方の当事者である応答者は、裁定結果に同意することを誓約することが求められ、求めに応じないと裁定は終了します。

(2) FRAND裁定の期間

裁定の期間は、別段の定めがなければ、裁定の要求提出から手続終了まで最大9ヶ月とされています。当事者は管轄裁判所に仮差押申立はできますが、裁判所による財産差押えや被疑製品引渡しの執行は排除されます。

(3) FRAND裁定の手順

CCは裁定手続のために3人の調停人からなるパネル候補を選定します。当事者が賛同しない場合、CCは別の候補者を選定します。パネルは独立した公平な態度でFRAND条件が決定できるよう支援します。当事者が求めれば、有識者へのヒヤリングが可能です。パネルは裁定についての見解を証拠とともに書面で提示し、当事者に意見を提出する機会を与えます。パネルはFRAND条件の裁定に至るまで当事者の努力を支援します。

(4) FRAND条件の提示

FRAND条件は、パネルや当事者がいつで

も提案できます。提案した条件について当事者は意見・対案を提示することができます。パネルは、裁定期間終了の5ヶ月前までに当事者に書面で勧告し、45日前までにFRAND条件の提案書を提出します。当事者は提案に対し、意見書や補正書を提出できます。

(5) FRAND裁定の終了

裁定は、パネルによる提案の受諾、和解契約の締結、提案への不応答などにより終了します。第三国に関連する紛争手続が開始された場合にも当事者の要求により終了します。裁定の終了時には、CCから当事者に通知され、FRAND条件の裁定結果や主な争点の要約などが含まれる報告書が提供されます。

■おわりに

規則案は今後、欧州連合理事会の協議に付され、そこで成立の可否や内容修正について合意に達して初めて新法として成立します。SEP保有者に対する負担が大きいとして、規則案には権利者団体等から懸念が表明されており、規則案が成立するまでにはまだ時間がかかりそうです。

しかし、欧州議会で採決されたという事実からは大きな枠組みを保ったまま立法化されうると考えるべきです。欧州のSEP保有者や実施者は、大いに注目すべき動きでしょう。



* 1 : (EU) 2017/1001 COM (2023) 232 final



* 2 : Texts adopted : P9_TA (2024) 0100

筆者紹介

大貫 敏史

TMI総合法律事務所のITC・電気関係を専門とするパートナー弁理士。ランニングやトレランが気晴らし。